



2024年  
4月から

# CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業

## 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説

くらし、はたらき、  
ともにススメ！



# 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって  
上限が定められており、  
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、  
これを延長することはできません。

## 労働時間の定め

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた  
労働時間の限度

1日 **8** 時間および1週 **40** 時間

これを超えるには、  
**36協定の  
締結・届出**  
が必要です。

法律で  
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サブロク)協定)の締結
- 36協定の所轄労働基準監督署長への届出

が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

## 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働、休日労働を適正なものとすることを目的として、  
36協定で定める時間外労働および休日労働について  
留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、  
この指針の内容に留意してください。

詳しくはこちら



# 時間外労働の上限規制



時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、2019(平成31)年4月1日(中小企業は2020(令和2)年4月1日)から順次施行されており、建設の事業では、2024(令和6)年4月1日から適用されています。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間(限度時間)となり、臨時の特別な事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時の特別な事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2~6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が月45時間以内に収まって、特別条項の対象にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧および復興の事業に限り、次の規定が適用されません。(労働基準法第139条第1項)**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2~6か月平均80時間以内

※「時間外労働が年720時間以内」および「時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度」という規定は、災害時における復旧および復興の事業の場合であっても適用されます。

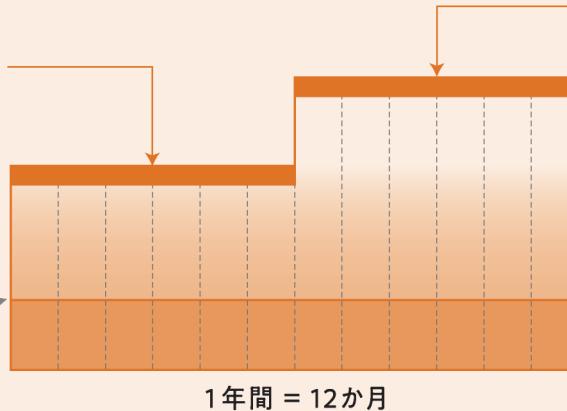
## 上限規制のイメージ

### 法律による上限(原則)

#### 限度時間

- 月45時間
- 年360時間

- 法定労働時間
- 1日8時間
- 1週40時間



### 法律による上限(特別条項/年6回まで)

- 年720時間
  - 複数月平均80時間\*
  - 月100時間未満\*
- \*休日労働を含む。

## 労働基準法第33条第1項

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等(※)を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外労働、休日労働を行わることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

※事態急迫のために労働基準監督署長の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

### 労働基準法第33条第1項の許可基準

#### (災害その他避けることのできない事由によって、 臨時の必要がある場合:令和元年6月7日付け基発0607第1号)

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可または事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命または公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②および③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命または公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

### 許可基準の考え方(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。

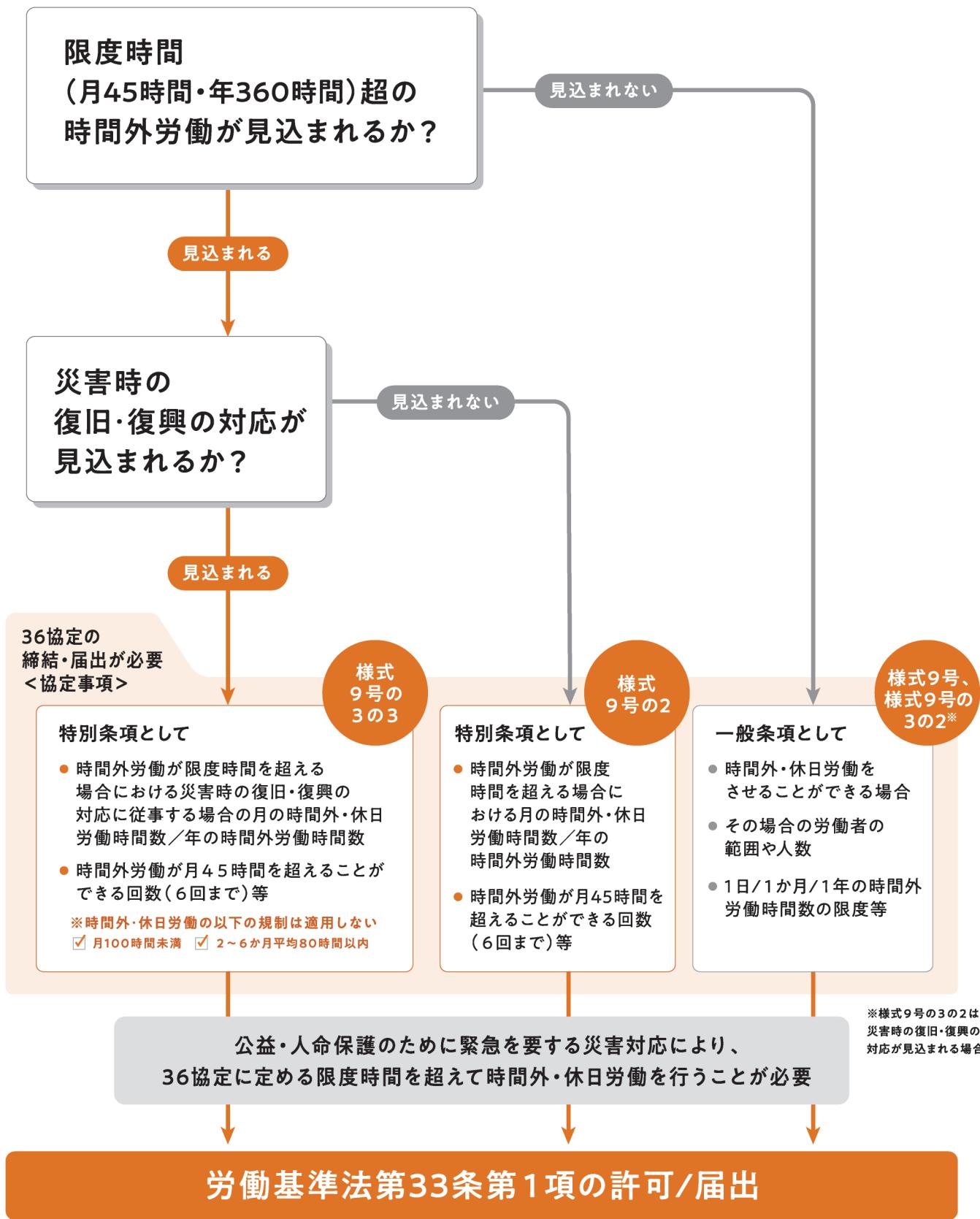
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。

# 手続フローチャート

くらし、はたらく、  
ともにススメ!



36協定届の記載例(限度時間を超える時間外労働が見込まれず、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合)(様式第9号(第16条第1項関係

労働時間の延長および休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

- 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出ください。
  - 36協定(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。
  - 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。  
○(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

## 3 6 協定届の記載例（限度時間を超える時間外労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合）（特別条項）

臨時的な特別な事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を計算することはできません。限度時間を超過して労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるよう努めてください。

- 臨時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- 様式第9号の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書（1枚目）と、限度時間を超える時間外労働についての届出書（2枚目）の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

### 2枚目表⾯

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1ヶ月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満にする。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)	
			法定労働時間を超えることができる時間数 所定労働時間数 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超えることができる回数 所定労働時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間が超えて労働する時間数 所定労働時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間が超えて労働する時間数 所定労働時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)
<b>臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合</b>						
突発的な仕様変更への対応	現場作業	10人	6時間 6.5時間	4回 60時間	35% 550時間	670時間 35%
納期ひつ迫への対応	現場作業	10人	6時間 6.5時間	3回 60時間	35% 500時間	620時間 35%
大規模な施工トラブル対応	施工管理	3人	6時間 6.5時間	3回 55時間	35% 450時間	570時間 35%
<b>業務の範囲を細分化し、明確に定めしてください。</b>						
<b>事由は一時的または妥協的に時間外労働を行わせるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要ななど『業務上やむを得ないとき』など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。</b>						
<b>限度時間を超えて労働させる場合における手続</b>						
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置						
限度時間を超えて労働させる場合にかかるわざ、かつ2箇月までを平均して80時間を超えないこと。  <b>労働者代表者に対する事前申し入れ</b>						
(該当する番号) ①、③、⑩ (具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 対象労働者に1回時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催						
<b>労働者代表者に対する届出書の提出</b>						
協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日 協定の当事者である労働組合（事業者の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 経理担当事務員 氏名 山田花子 および選出方法、使用者代表者の名の記入をしてください。  <b>投票による選挙</b>						
<b>労働者の過半数を代表する者の選出方法</b>						
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ <input checked="" type="checkbox"/> 投票による選挙）						
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであることを明らかにして実施される投票、 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を要チェック） (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基き選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>						
3月 15日 〇〇〇〇年 ○ ○ 労働基準監督署長 職名 田中太郎 (健康確保措置) ⑥連続休暇の取得(7)心からだの相談窓口の設置 ⑤健康診断						

1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率となるよう努めてください。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定期的に係る割増賃金率を定めてください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・举手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。

使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届ではありません。

①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断



36協定届の記載例(限度時間を超える時間外労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合)様式9号の3(第70条関係

## 時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)



# 上限規制への対応

令和6年4月から適用されている時間外労働の上限規制では、  
36協定で定める延長時間の上限だけでなく、  
休日労働も含んだ1か月間の時間外労働時間数および  
2～6か月間の平均の時間外労働時間数にも上限が設けられています。  
このため、企業においては、これまでとは異なる方法での  
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、  
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。  
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

## Check Point

1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、  
36協定で定めた時間を超えないこと。

- 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
- また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、  
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。

2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。

3 特別条項の回数(=時間外労働が限度時間を超える回数)が、  
36協定で定めた回数を超えないこと。

- 月の時間外労働が限度時間を超えた回数(=特別条項の回数)の年度の  
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。

4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。

5 月の時間外労働と休日労働の合計がどの2～6か月の平均をとっても、  
1月当たり80時間を超えないこと。

! 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が  
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

# 労働時間の考え方



## 労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。  
使用者の明示または默示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者を必ずしも現実に活動させていなくとも、  
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、  
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

## 「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

### ○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、  
労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)は、  
労働時間に当たります。

※例えば、急な需要に備えて自宅待機を命じる場合、待機時間の自由利用が労働者に保障されていないときは  
労働時間に当たりますが、緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、  
外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえないときは、  
一般的には労働時間に当たらないとされています。

### ○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、  
移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

※例えば、次のような場合は、一般的に労働時間に当たるとされています。

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、  
資材整理を行うことが指示されている場合
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

### ○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為  
(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を  
事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ①作業開始前の朝礼の時間、②作業開始前の準備体操の時間、③現場作業終了後の掃除時間

### ○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

(労働時間となる例)

- ①新規入場者教育の時間、②KYミーティングの時間

# 建設業のQ&Aについて

## Question 1

Q

**労働基準法(以下「法」という。)第139条第1項の  
「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。**

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧および復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。

例えば、

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
- 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。)に基づく災害の復旧の事業
- 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。)の指示により対応する災害の復旧の事業
- 複数年にわたって行う復興の事業等

などについても対象となります。

## Question 2

Q

**法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を  
適用するためには、様式9号の3の2(特別条項を設ける場合は、様式9号の3の3)で  
36協定を締結し届け出る必要がありますか。**

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、様式9号の3の2または9号の3の3による36協定の締結・届出を行っている必要があります。

そのため、様式9号の2による36協定の締結・届出のみを行っていて、これらの36協定を締結していない場合には、法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することはできません。

このことを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った様式を用いて、36協定の締結・届出を行う必要があります。

## Question 3

Q

**「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と  
休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、2~6か月  
平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。**

「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)と2~6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、適用されません。したがって、当該月については、2~6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)の算定期間の6か月から除外されます。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されます。

そのため、法第139条第1項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要があります。

## Question 4

ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、

Q 1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、2~6か月平均80時間以内の要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。

A 時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)および2~6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①および②の両方の時間について適用されます。

## Question 5

Q 時間外労働の上限規制に違反した場合、どのような罰則がありますか。

時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要です。

36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条第1項に該当する場合を除き、法第32条違反として、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則が定められています。

A また、36協定で定めた時間数にかかわらず、

- 時間外労働と休日労働の合計時間が1か月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間が2~6か月平均80時間を超えた場合

には、法第139条第1項に該当する場合を除き、法第36条第6項違反として、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則が定められています。

## Question 6

Q 法第139条第1項と、法第33条第1項は、具体的にどのような違いがありますか。

法第139条第1項と、法第33条第1項は、いずれも時間外労働の上限規制の例外に関する規定ですが、適用に当たつての要件や、時間外労働の上限規制の取扱いなどに次のような違いがあります。

なお、いずれの場合でも、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が1か月80時間を超える等した場合の労働安全衛生法第66条の8第1項に基づく医師による面接指導の実施は必要です。

	法第139条第1項	法第33条第1項
対象	災害時における復旧および復興の事業 (建設の事業に限る)	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合(建設の事業に限らない)
手続	36協定の締結・届出	事前の許可または事後の届出
効果	36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる (災害時における復旧および復興の事業に限り、1か月100時間以上の特別延長時間を定めることができる)	36協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取扱い	以下は適用されない 時間外・休日労働の合計を ・1か月100時間未満とする上限 ・2~6か月平均80時間以内とする上限  以下は適用される ・時間外労働を年720時間以内とする上限 ・時間外労働が1か月45時間を超える回数が年6回までとする上限	いずれも適用されない

Q

## 法第139条第1項と、法第33条第1項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階で、具体的にはどういった使い分けになりますか。

災害の復旧・復興に関する工事については、事業の段階を問わず、法第139条第1項の対象とすることができます。

一方、法第33条第1項については、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に対象となるため、災害の復旧・復興工事の段階によって適用可否が異なると考えられます。

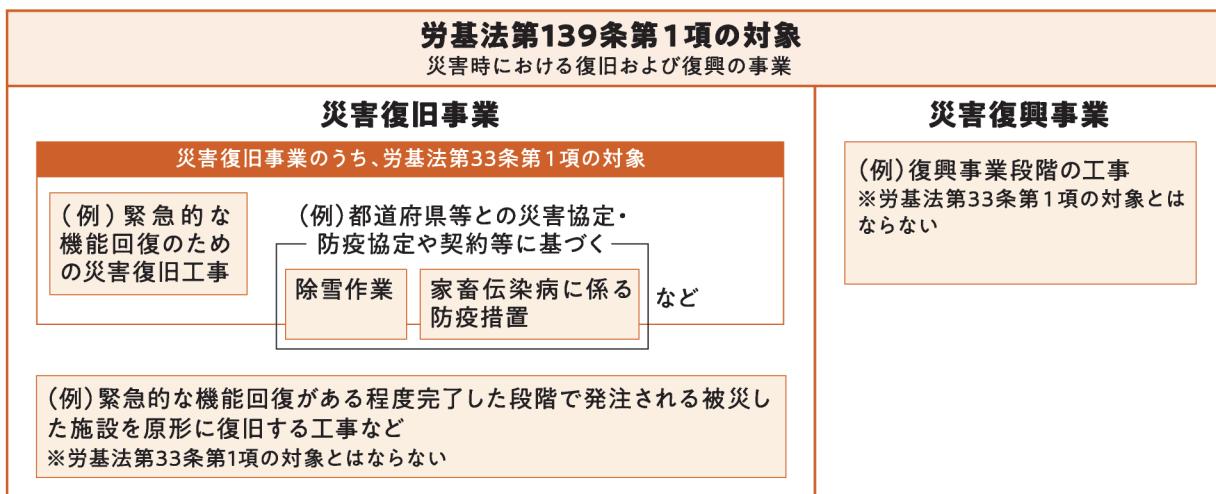
災害復旧工事のうち、例えば、自治体等からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される、瓦礫撤去や、応急的な補強、破損した施設の代替施設や仮設住宅の設置（工事に先立って行われる測量調査や設計も含む）などの工事は、一般に人命や公益の確保の観点から急務であるといえますので、これによって既に締結された36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要がある場合には、法第33条第1項の許可基準を満たすため、その必要な限度で法第33条第1項の対象となります。

一方で、緊急的な機能回復がある程度完了した段階において発注される被災した施設を原形に復旧する工事や復旧の一環として再度の災害を防止する工事などで、人命や公益の確保の観点から急務でないものは、法第33条第1項の対象になりません。

また、復興事業段階における工事は、通常は臨時の必要性が認められるものとは考えられないことから、法第33条第1項の対象なりません。

A

（イメージ図）



※図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方によらず、個別の事案ごとに判断する必要があります。

Q&amp;A

追補版Q&amp;A

リーフレット

そのほか、建設の事業の時間外労働の上限規制に関するQ&A  
およびリーフレットは、こちらをご覧ください。



# 適正な工期の確保



公共工事・民間工事を問わず、契約当事者がそれぞれの責務を果たすことが重要。

## 適正な工期の確保に向けた受発注者の責務

### 発注者の責務

- ✓ 時間外労働の上限規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意すること
- ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと

### 受注者の責務

- ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間および元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること

#### 【工期に関する基準】

- ・適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者(下請負人を含む)が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準(令和2年7月作成)。
- ・令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。



#### 【建設業法等の改正】

- ・令和6年6月、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立。
- ・すでに注文者については著しく短い工期による契約が禁止されているところ、改正建設業法では、新たに受注者についても著しく短い工期による契約を禁止。



## 建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、建設業者における長時間労働是正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

### 4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



### 建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理および産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約・変更および完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集」(令和5年5月、国土交通省不動産・建設経済局建設業課)より抜粋  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00050.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html)



# INFORMATION

## 法令・労務管理に関する相談はこちら

### 労働基準監督署

時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>



### 働き方改革 推進支援センター

長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた  
人材の確保・定着、助成金の活用についてのご相談に応じます。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



## 建設業で活用可能な主な助成金はこちら

### 働き方改革推進 支援助成金

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら  
労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html)



### 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する  
設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)



### 人材確保等 支援助成金

人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために  
労働環境の向上等を図る企業を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)



### 人材開発 支援助成金

雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を  
習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/  
koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 取組事例はこちら

### 働き方改革 特設サイト

中小企業・小規模事業者等が、  
自社内の働き方改革に取り組むにあたり、  
先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例を  
ご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>

